

牧之原市地域防災計画

共 通 対 策 編

地 震 対 策 編

津 波 対 策 編

原子力災害対策編

風 水 害 対 策 編

大 火 災 対 策 編

大規模事故対策編

令和5年度
牧之原市防災会議

共通対策編

牧之原市地域防災計画 共通対策編

目 次

第1章 総則	共通- 1
第 1 節 防災対策の基本方針	共通- 1
第 2 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	共通- 2
第 3 節 市の自然条件	共通- 9
第 4 節 市の社会条件	共通-10
第 5 節 予想される災害等	共通-11
第2章 災害予防計画	共通-14
第 1 節 通信施設等整備改良計画	共通-14
第 2 節 防災資機材整備計画	共通-15
第 3 節 道路災害防止計画	共通-15
第 4 節 防災知識の普及計画	共通-16
第 5 節 市民の避難誘導體制	共通-20
第 6 節 防災訓練	共通-24
第 7 節 自主防災組織の育成	共通-25
第 8 節 事業所等の自主的な防災活動	共通-30
第 9 節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	共通-30
第10節 ボランティア活動に関する計画	共通-31
第11節 要配慮者支援計画	共通-31
第12節 救助活動に関する計画	共通-34
第13節 応急仮設住宅等・災害廃棄物処理	共通-34
第14節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	共通-35
第15節 被災者生活再建支援に関する計画	共通-36
第16節 市の業務継続計画に関する計画	共通-36
第17節 複合災害対策及び連続災害対策	共通-36
第18節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	共通-37
第19節 災害に強いまちづくり	共通-37
第3章 災害応急対策計画	共通-38
第 1 節 総則	共通-38
第 2 節 組織計画	共通-41
第 3 節 応援・受援計画	共通-41
第 4 節 通信情報計画	共通-43
第 5 節 災害広報計画	共通-48
第 6 節 災害救助法の適用計画	共通-50
第 7 節 避難救出計画	共通-51
第 8 節 ペット救護計画	共通-62
第 9 節 食料供給計画	共通-63
第10節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画	共通-65
第11節 給水計画	共通-67
第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	共通-69
第13節 医療・助産計画	共通-73
第14節 防疫計画	共通-77
第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画	共通-78
第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画	共通-81

第17節	障害物除去計画	共通-84
第18節	社会秩序維持計画	共通-85
第19節	輸送計画	共通-85
第20節	交通応急対策計画	共通-88
第21節	応急教育計画	共通-94
第22節	社会福祉計画	共通-97
第23節	消防計画	共通-99
第24節	水防計画	共通-101
第25節	応援協力計画	共通-101
第26節	ボランティア活動支援計画	共通-102
第27節	自衛隊派遣要請計画	共通-103
第28節	海上保安庁に対する支援要請計画	共通-105
第29節	市有施設及び設備の対策計画	共通-106
第30節	電力施設災害応急対策計画	共通-108
第31節	ガス災害応急対策計画	共通-108
第32節	突発的災害に係る応急対策計画	共通-109
第4章	復旧・復興対策	共通-111
第1節	災害復旧計画	共通-111
第2節	激甚災害の指定	共通-111
第3節	被災者の生活再建支援	共通-111
第4節	風評被害の影響の軽減	共通-113

第1章 総 則

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、牧之原市民の生命、身体及び財産を災害から守り、市民生活の安全を確保するため、牧之原市の地域に係る防災に関し、総合的な計画として定め、防災活動の効果的な実施を図ることを目的とする。

なお、この計画は「静岡県国土強靱化地域計画」における推進方針に準拠している。

牧之原市地域防災計画は、次の各編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共 通 対 策 編	各編(2～7編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	地震による災害対策
3 津 波 対 策 編	津波(遠地津波を含む)による災害対策
4 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
5 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
6 大 火 災 対 策 編	大火災(林野火災を含む)、大爆発による災害対策
7 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
資 料 編	各編に付属する各種資料

第1節 防災対策の基本方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波などの自然災害は、その発生自体を阻止することは不可能であり、いかなる場合においても大きな災害に見舞われる可能性があることを認識しておかなければならない。このため、地震や津波の発生時期や規模などあらゆる可能性を考慮しつつ、人命を守ることを最重要視し、ハード・ソフトの両面からできる限りの対策を組み合わせて実施することにより、被害をできるだけ最小限に食い止める考え方、いわゆる「減災」を防災の基本方針と位置づける。

市民の生命や暮らしを災害から守るためには、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」の理念、活動が重要であり、自助で解決できない課題に対しては、「共助」の取り組みの強化が必要である。さらに自助・共助でも対応できない課題に対しては、「公助」として市や県が積極的に支援策を講じる。また、牧之原市は市民参加と協働を掲げた「牧之原市自治基本条例」に基づき、自助・共助・公助による全市民を挙げての防災対策を推進する。

災害発生後に受けた大きな被害については、できるだけ迅速に復旧し、被災前の日常生活を早期に取り戻すことを視野に入れた防災対策の推進を目指すものとする。

防災対策の基本方針

- | |
|---|
| 1 自然災害（地震・津波等）から命を守る
2 被災後の市民の生活を守る
3 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる |
|---|

1 南海トラフ巨大地震に対しても、ハード・ソフト両面の対策を組合せ、一人でも多くの市民の命を守ることを第一の基本目標とする。

2 地震や津波から命は守れても、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされ、自宅は残ったものの、食料や水などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの市民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定される。命が守られた次の段階では、被災後のこうした事態から市民の生活を守ることを第二の基本目標とする。

さらに、失われた住居や学校、事業所など生活・学習・就労の場を回復させ、一日も早く元の生活に戻ることができるよう、迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを第三の基本目標とする。

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により市、静岡市消防局、県、県警察本部、市を管轄する指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、牧之原市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、市民生活の安全を確保するため、防災関係各機関、公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

処理すべき事務又は業務
1 牧之原市防災会議に関する事務
2 防災に関する組織の整備
3 防災に関する訓練の実施
4 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
5 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
6 消防、水防その他応急措置
7 警報の発令、伝達及び避難指示
8 情報の収集、伝達及び被害調査
9 被災者の救難、救助その他保護
10 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
11 清掃、防疫その他保健衛生
12 緊急輸送の確保
13 災害復旧の実施
14 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
1 消防施設、消防体制の整備に関すること 2 救助及び救急体制の整備に関すること 3 危険物施設の実態把握と防護の指導監督に関すること 4 消防知識の啓発、普及に関すること 5 火災発生時の消火に関すること 6 水防活動の協力に関すること 7 被災者の救助、救援に関すること 8 被害に関する情報の収集、伝達及び調査に関すること 9 市、関係機関との連絡調整に関すること

3 県

処理すべき事務又は業務
1 静岡県防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する訓練の実施 4 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 5 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 6 消防、水防その他の応急措置 7 警報の発令、伝達 8 情報の収集、伝達及び被害調査 9 被災者の救難、救助その他保護 10 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 11 清掃、防疫その他保健衛生 12 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 13 緊急輸送の確保 14 災害復旧の実施 15 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 16 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 県警察本部(牧之原警察署)

- (1) 災害時における市民の避難指導、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	1 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 災害予防 (1) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (2) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (3) 港湾の状況等の調査研究 2 災害応急対策 (1) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 (2) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (3) 活動体制の確立 (4) 船艇、航空機等による海難救助等 (5) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (6) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (7) 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (8) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除 (9) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (10) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (11) 海上における治安の維持 (12) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 3 災害復旧・復興対策
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 4 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 5 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 6 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 7 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 8 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
国土交通省 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (5) 港湾における緊急輸送物資ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 2 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)等を派遣し、被災市等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早

	期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 3 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (5) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う。） (6) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省中部運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 4 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む。)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 5 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 6 バスの安全運行の確保に必要な指導・監督 7 自動車の通行確保に必要な指導・監督 8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び輸送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 10 特に必要があると認められるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 11 大規模災害時における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
総務省 東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	1 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 2 事業場等の被災状況の把握 3 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 4 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する

	る情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	1 所管財産使用に関する連絡調整 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 3 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社	1 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分 2 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者及び報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	1 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること 2 血液製剤の確保及び供給のための措置 3 被災者に対する救援物資の配布 4 義援金の募集 5 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 6 その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	1 管轄する道路の建設及び維持管理 2 交通状況に関する関係機関との情報連絡 3 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 4 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社 NTT ドコモ東海支社 (静岡支店)	1 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 2 公衆電気通信の特別取扱い 3 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社(静岡支店)) 4 防災関係機関の重要通信の優先確保 5 被害施設の早期復旧 6 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエネナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行

福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	2 災害時の応急輸送対策
中部電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	1 電力供給施設の防災対策 2 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 3 災害時における電力供給の確保 4 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 5 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 2 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、市の行う防災活動が円滑に行われるよう協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県LPガス協会(中部支部南榛原地区会)	1 ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 2 被災施設の調査及び復旧 3 需要家へのガス栓の閉止等の広報 4 必要に応じた代替燃料の供給の協力
海運業者 一般社団法人静岡県トラック協会(中部支部) 一般社団法人静岡県バス協会(しずてつジャストライン株式会社相良営業所) 商業組合静岡県タクシー協会	1 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報、その他その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	1 医療救護施設等における医療救護活動の実施 2 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) 3 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点での交通整理支援
土地改良区(牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 土地改良施設の防災計画 2 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) 3 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 4 消防機関が行う消火活動への協力
公益社団法人静岡県栄養士会	1 要配慮者*等への食料品の供給に関する協力 2 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	1 緊急事態を想定した訓練の実施 2 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 3 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 4 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 5 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

※ 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、応急措置を実施するとともに、本市の行う防災活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原市消防団	1 災害予防、警戒及び災害応急活動 2 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 3 予警報の伝達 4 災害時における避難者の救護応援 5 その他災害現場の応急作業
自主防災組織	1 本市の実施する被害調査、応急対策 2 市民に対する情報の連絡、収受 3 避難誘導、避難場所の運営 4 罹災者に対する応急救護、炊出し、救助物資等の配分
社会福祉法人 牧之原市社会福祉協議会	1 市の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体と協力 2 牧之原市災害ボランティアセンターの開設・運営
榛原医師会 榛原歯科医師会 榛原薬剤師会	1 医療救護施設等における医療救護活動の実施 2 検案(榛原薬剤師会を除く。)
静岡県石油業協同組合(榛原支部)	1 災害対策に必要な燃料等の供給確保 2 災害時における避難者の救援 3 石油類等危険物の保安
ハイナン農業協同組合	1 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 2 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保

	3 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 4 農業用機械、資材肥料等の確保及び、技術者の把握及び緊急動員 5 農林水産物等の災害応急対策についての指導
牧之原市商工会	1 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など防災関係諸物資の安定的供給の活動支援 2 被災商工業者の業務の正常運営の援助 3 牧之原市が行う商工業関係の被害調査についての協力依頼 4 災害時における物価安定についての協力
牧之原市建設業関係団体	1 災害時における行方不明者等の救出応援 2 災害時における障害物除去等の応援及び復旧事業の実施
牧之原市管工事協同組合	水道施設の点検及び飲料水の確保に関する協力
防災上重要な施設の管理者	1 所管に係わる施設についての防火管理 2 防災に関する保安装置、応急措置の実施 3 当該施設に係る災害復旧 4 災害時における市の行う防災活動への協力

9 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊第1師団 第34普通科連隊	1 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	1 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)	1 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動

第3節 市の自然条件

1 位置及び境域

牧之原市は、静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、東は島田市、吉田町、西は菊川市、御前崎市に接している。

市北部は、本県特産の茶生産地として有名な牧之原台地が広がり、市内には萩間川、坂口谷川、勝間田川などの2級河川が駿河湾に注いでいる。また、市域を国道150号、国道473号、東名高速道路が通り、相良牧之原インターチェンジが開設されている。市南部には御前崎港が位置し、北部には平成21年春、富士山静岡空港が開港した。市域は東西10.9km、南北20.3km、面積111.69km²である。

2 地形の特徴

静波海岸から数列の砂堆と堤間湿地をもつ海岸平野に閉塞された勝間田川や坂口谷川の低地は、後背湿地と谷底低地からなり、中流部には段丘も発達する。坂部原面は大沢原・布引原などの牧之原面と形成時期の異なる台地であり、侵食谷も発達する。

萩間川河口南部の海岸平野は数列の砂堆と後背湿地からなり、勝間田川河口南の低地も同様な性質をもつ。萩間川谷底低地も閉塞による低湿地が広く発達する。牧之原台地と周辺の丘陵、比木丘陵、河谷にそう小段丘もみられる。

3 地質概況

市北部の大井川右岸地域の牧之原台地を刻む谷に軟弱な泥層が厚く、坂口谷川、勝間田川、萩間川

の谷底低地は、その出口を砂州の堆積物で閉塞され、その背後は厚い軟弱な泥層で堆積されている。泥層の表層から10mほどは陸成の有機質粘土からなり、泥灰を挟んでいる。また、その下位には、厚さ20mを超える海成の粘性土が分布している。

市東部は、泥岩砂岩の互層を主とする相良層群、市西部は砂岩泥岩の互層を主とする掛川層群を基盤にして、上部に牧之原礫層が堆積する。台地周辺には泥層も露出し、石灰岩が女神山に分布するのが特徴的である。海岸砂堆で閉塞された低地は泥質層である。

1944年に発生した東南海地震では、牧之原を刻んでいる小谷底で最高35.4%、平均12.5%の住家全壊率を記録している。被害が特に著しかったのは、砂州と背後の谷底低地と境界付近や水田上に盛土をした場所である。これらの場所は、厚い軟弱地盤土に薄く砂れき層がのっていたり盛土をしているため、液状化現象も発生しやすい。

4 気候

(1) 気候の概要

当市の気候は、極めて温和であり、比較的多雨多湿である。

(2) 気温

年平均気温は17℃前後であり、最寒月(1月)平均7℃前後、最暖月(8月)は27℃前後である。

(3) 雨量

降雨量は、平坦地で年間2,000mm前後である。また、1・11・12月は200～400mm前後、6・7・8・9月は700～1,100mm前後である。

(4) 風

風は冬期の季節風が特に強く10m/s前後の西の風が吹く。

(5) 台風

台風による暴風や豪雨は予め進路によって推定できるが、田畑の浸水、土砂崩れ、河川のはん濫など広範囲にわたる被害を起こし易い。

第4節 市の社会条件

本市は、江戸時代に5万7千石を有する田沼意次侯の城下町として繁栄し、相良湊・川崎港が商港として賑わっていた。産業面では、日本有数の茶産地として発展を遂げてきた。しかし、第1次産業を主体としていた本市産業も、社会構造の変化や少子高齢化の進展に合わせて、自動車製造業等の集積を図るなど時代に合った変化を遂げてきた。

市内には、陸・海・空の玄関口となる相良牧之原インターチェンジ、御前崎港、富士山静岡空港の活用を進め、市民の豊かで活気ある暮らしを支えるまちづくりの実現に取り組んでいる。

防災面においては、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波、原子力災害施策を的確に推進していく必要がある。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害等

1 地震・津波

- (1) 1854年12月23日(嘉永7年11月4日) 安政東海地震 マグニチュード8.4

全県下に被害を生じた。榛原付近では大地が泥水をはき、各村の家々はほとんど傾き倒れたが、山の手は軽微だった。川崎(静波)での死者20余人、負傷者10余人であった。

また、朝生では全壊15戸であった。相良では残らず潰れ、その上市場町で出火し死者30人を出した。その他全壊は徳村で10戸、蛭ヶ谷で16戸、西山寺で6戸、須々木で30戸、松本で23戸、遠渡で7戸、新庄で22戸などであった。その他波津は大潰れ、地頭方・落居・地代は他所より多少軽かったが、それぞれに被害があった。

震度は相良・徳・松本・波津で7、蛭ヶ谷・須々木・新庄、川崎(静波)、細江、勝間田及び朝生で6～7、西山寺・遠渡で6、地頭方・落居・地代で5～6であった。

- (2) 1944年(昭和19年12月7日) 東南海地震 マグニチュード7.9

県中・西部で被害が大きかったが、当地でも、坂部で全壊3戸、半壊2戸、勝間田で半壊8戸、川崎で全壊49戸、半壊68戸、相良で全壊17戸、半壊194戸、地頭方で全壊19戸、半壊25戸の被害があった。菅山は全半壊なし。震度は藤沢・庄内で6～7、静波2～4丁目・橋向で6、坂部、平田・波津・須々木・地頭方・新庄・堀野新田・遠渡で5～6、前玉・坂口・六本松・牧之原北・牧之原南・勝田上・切山下・朝生・細江・鹿島・道場・静波10丁目、坂井・高和・大知ヶ谷・大原・鬼女新田・落居で5であった。

- (3) 2009年(平成21年8月11日) 駿河湾を震源とする地震 マグニチュード6.5

初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判定された。

当地では最大震度6弱、大江で半壊1戸、黒子で半壊1戸、相良で半壊2戸の被害があった。

- (4) 過去に大災害をもたらした地震は、安政東海地震と東南海地震が記録されているが、それぞれ大きな被害が出ている。現在、その発生の切迫性が指摘されている東海地震や東南海・南海地震、神奈川県西部地震は、大きな被害を発生させるおそれがあり、十分な対策が必要である。

また、静岡県第4次地震被害想定においては、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震では、レベル1の地震・津波の場合、当市の最大津波高は11m、レベル2の地震・津波の場合は14mと予測された。

- (5) 今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。
- (6) 県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定(駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。))と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。))に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの)によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。また、県の試算では、当市の津波等における死者数は1万3000人と想定されている。
- (7) 以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

2 原子力災害

- (1) 御前崎市には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災

害対策が必要である。

- (2) 県では、国の原子力規制委員会の指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている(詳細は「原子力災害対策編」参照)。
- (3) 発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力に対する市民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

3 風水害

- (1) 1854年12月23日(嘉永7年11月4日) 安政東海地震津波
全県沿岸で被害があったが、川崎では17～18尺(約5m)の津波が襲い、湊町は水漬となって家も少々流された。徳村では波により船3隻が打上げられた。津波の高さは福岡で4.5～5m、波津で5～6m、地頭方で6.3mであった。古記録によると津波は地震後短時間で襲来した。
- (2) 1962年(昭和37年7月27日) 台風7号
県中・西部で被害があった。旧相良町で川が逆流はん濫し、堤防が切断した。被害は全壊1戸、半壊2戸、床上浸水67戸、床下浸水1,032戸であった。
- (3) 1982年(昭和57年9月12～13日) 台風18号
全県下で被害があったが、旧榛原町では、死者2人、負傷者4人、全壊1戸、半壊4戸、床上浸水206戸、床下浸水585戸の被害が出た。
- (4) 市内の主要河川は、下流においては改修工事や水防除事業の推進により大災害の危険は次第に小さくなってきており、被害はむしろ二級河川の上流と小河川に発生する傾向がある。特に、勝間田川や坂口谷川の河口に近い低地では潮位により影響を受けそのため勝間田川や坂口谷川に流れ込む小河川では、河口閉塞のため排水ができなくなることがある。
- (5) 萩間川本流は、平成2年には台風の大雨により水害が発生している。
- (6) 警戒水位を超えることもしばしばあり、河口部分を含め改修が進みつつある。集中豪雨及び台風のもたらす大雨は、中小河川のはん濫をうながす危険をはらんでいる。また、湛水地帯の解消も必要である。一方、地域開発によって、湛水地域が減少しており、秩序の整った都市計画が望まれる。

4 高潮・高波

- (1) 本市は、駿河湾に面する15kmの海岸線を有し、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすく、全海岸線において災害が予想される。
- (2) 季節的には8月～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

5 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内には、砂防指定地が38箇所、地すべり防止区域が5箇所、急傾斜地崩壊危険区域が25箇所ある。また、土砂災害(特別)警戒区域が466箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される((資料編 7 建設・港湾)を参照)。

6 火災・爆発

- (1) 一般火災については、冬季に比較的乾燥するとともに、強風地域であるため、火災が発生すると住宅密集区域にあっては大火災の可能性も含んでおり十分な警戒を要する。また、同時にこれらの区域で火災が発生した場合は、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性がある。
- (2) 火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び整備の促進を図る必要がある。
- (3) 一般火災については、本県は冬期には比較的乾燥しやすく、強風地域でもあるため、一度火災が発生すると、都市区域にあっては大火災の可能性も含んでおり十分な警戒が必要である。
- (4) 近年、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

7 事故

- (1) 大規模な交通事故をはじめとする「事故」については、本市の場合は、関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路、東海道新幹線などが位置し、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。
- (2) 特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979(昭和54)年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。
- (3) 本市の沖合海上は、市内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。
- (4) 富士山静岡空港において、緊急事態が発生した場合、又はおそれがある場合は、航空事故の発生が予想される。
- (5) 本市の沿岸は、年間を通じて釣り、サーフィン、水上オートバイ、夏季には海水浴客による水難事故の発生が予想される。
- (6) 河川や農業用ため池等での水難事故も発生するおそれがある。

8 複合災害・連続災害

- (1) 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。
- (2) 市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。
- (3) 過去には、宝永4年(1707年)10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって有事に際し、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時これらの整備点検を行うと同時に設備の改良・拡充を図ることとする。

市内の通信設備は次のとおり。

区分	内容
市同時通報用無線 (デジタル式) (資料編 3-1、3-2)	1 榛原庁舎の親局から坂部中継局、相良中継局及び再送信子局を経て、市内の子局等から放送している。 2 デジタル式個別受信機の整備を検討していく。
市防災行政無線 (デジタル式・移動系) (資料編 3-1、3-3)	1 県と共同で整備し、平成26年度から運用を開始した。坂部中継局、御前崎中継局により市内全域を網羅。 2 無線局の設置箇所は、市施設、防災関係機関、学校、現地避難地(所)地区担当職員等であり、災害対策本部との通信、あるいは機関相互の通信を行う。
地域防災無線 (デジタル式・移動系) (資料編 3-4)	市防災行政無線の補助的機能として、相良地区に配備している。 平成 13 年度から運用している。
県防災行政無線 (移動系) (資料編 3-6)	県庁に基地局を設置し、県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システム。 地上系(デジタル式)と衛星系(デジタル式)がある。市には、危機管理課と榛原庁舎2階に設置し、運用・保守については危機管理課で行う。
全国瞬時警報システム(J-ALERT) (資料編 3-10)	自然災害や弾道ミサイル攻撃等の情報を、衛星回線を使って同時通報用無線から伝達するものである。
衛星携帯電話	孤立予想集落及び市関係施設との連絡手段を確保するため配備している。
県防災相互無線 (資料編 3-1)	県及び近隣市町との通信手段として移動無線局が開設されている。
簡易無線	各自主防災会間の災害情報の収集及び連絡用として配備。消防団にも配備し、火災などの有事の際の指令や情報収集に使用している。

1 無線通信施設の現況

無線種類	局数
防災行政無線	基地局 2 局
同時通報用無線	親局 1 局、中継局 2 局、再送信子局 1 局、子局 110 局
地域防災無線	(全域で運用) 基地局 2 局、移動局 180 局 (相良地区のみ運用) 統制局 2 局、移動局 91 局
県防災行政無線	1 局

2 通信施設整備計画

災害時における情報収集の迅速化を図るため、同時通報用無線、移動無線、消防無線等の充実を図るとともに、自主防災組織等との連絡通信体制を整備する。また、有線通信が途絶した場合及び無線のふくそう等想定し、県防災行政無線、防災相互無線、警察業務無線の活用のほか、アマチュア無線免許取得者の協力を得て、災害時に活用できるよう定期的な訓練を通じて協力体制を整えるものとする。

3 障害のある方への情報伝達体制の整備

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区分	内容
水防資材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、ツルハシ、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
救助用資材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
給水用資材	給水車、給水用トレーラータンク、ろ水機、布製水槽
応急仮設住宅	組立式仮設住宅
応急復旧資材	小型ブルドーザー(主として山村へき地)
排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
その他	天幕、折タタミ式寝台、地下足袋、長ぐつ

第3節 道路災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路交通の危険防止を図ることを目的とする。

区分	内容
道路交通の 災害予防計画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 1 安全設備等の整備 2 防災体制の確立(情報連絡を含む。) 3 異常気象時の通行規制区間の指定 4 通行規制の実施及び解除 5 通行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。また、災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区分	内容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市	1 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 2 防災知識の普及や訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 3 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 4 専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区分	内容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
印刷物等による普及	市が発行する「広報まきのはら」や市ホームページ等に防災関連記事を掲載するほか、防災知識の普及のための印刷物等を配布し、防災知識の高揚を図る。
講演会等による普及	防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、防災関係者及び市民等に対しての講演会等を開催し、その普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。

普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	1 防災気象に関する知識 2 防災の一般的知識 3 市地域防災計画の概要 4 自主防災組織の意義 5 災害危険箇所に関する知識 6 災害時の心得 (1) 災害情報等の聴取方法 (2) 停電時の心構え (3) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 (4) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 (5) 避難所の適正な運営 (6) その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について (8) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 7 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	---

3 市の実施事項

市は、市民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合は、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

(1) 市職員等に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育事項	1 地震・津波等の防災に関する基礎知識 2 地震の災害発生に関する知識 3 第4次地震被害想定内容 4 「牧之原市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 5 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合は、具体的にとるべき行動に関する知識 6 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担) 7 地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置 8 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 9 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 10 地震等の防災対策の課題その他必要な事項
------	--

5～7については、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。

各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

(2) 生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

区分	内容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 1 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 2 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

この場合は、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区分		内容				
一般的な啓発	啓発内容	1 東海地震等防災の基礎的な知識 2 第4次地震被害想定の内容 3 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 4 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 5 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 6 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 7 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 8 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 9 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 10 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 11 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 12 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え 13 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 14 避難生活に関する知識 15 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮 16 安否情報の確認のためのシステム 17 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 18 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 19 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底				
	手段・方法	1 パンフレット、リーフレット、ポスター及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、普及を図る。 2 特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について周知徹底を図る。				
	社会教育を通じての啓発	1 市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <table><tr><td>啓発内容</td><td> (1) 市民に対する一般的な啓発に準ずる。 (2) その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td></tr><tr><td>手段・手法</td><td>各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。</td></tr></table>		啓発内容	(1) 市民に対する一般的な啓発に準ずる。 (2) その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・手法
啓発内容	(1) 市民に対する一般的な啓発に準ずる。 (2) その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。					
手段・手法	各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。					
各種団体を通じての啓発	1 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 2 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 3 市は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。					

区分	内容	
防災上重要な施設管理者に対する教育	市は、危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者の とるべき措置についての知識の普及に努める。	
相談窓口等	市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。	
	総合的な事項	総務部危機管理課
	建物等に関する事	建設部都市住宅課

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 市民の避難体制

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び、避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)を予め指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定・整備

施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け

入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民へ周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、用配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次の避難所の整備

① 福祉避難所

- ・ 一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者(以下、要配慮者等)を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知

するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。

- ・要配慮者の要配慮特性に応じ、要配慮者等を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。
- ・福祉避難所の円滑な運営を行うため「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「牧之原市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。
- ・災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者等の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。
- ・災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2 次的避難所

- ・2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日間以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所は不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

（２） 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

（３） 不特定多数の者が利用する施設の管理者等

不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して計画作成を働きかけていく。

５ 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・県及び市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- ・県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第6節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、県、市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区分	内容															
防災訓練の実施	1 災害が発生した場合は、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 2 特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、自主防災組織、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域市民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を実施する。 <table><tr><td>(1) 水防</td><td>(2) 消火</td><td>(3) 交通規制</td></tr><tr><td>(4) 航空偵察</td><td>(5) 道路啓開</td><td>(6) 救出・救護</td></tr><tr><td>(7) 避難・誘導</td><td>(8) 通信情報連絡</td><td>(9) 救助物資輸送</td></tr><tr><td>(10) 避難所運営</td><td>(11) 給水・炊出し</td><td>(12) 応急復旧</td></tr><tr><td>(13) 遺体措置</td><td></td><td></td></tr></table> 3 防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護	(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送	(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧	(13) 遺体措置		
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制														
(4) 航空偵察	(5) 道路啓開	(6) 救出・救護														
(7) 避難・誘導	(8) 通信情報連絡	(9) 救助物資輸送														
(10) 避難所運営	(11) 給水・炊出し	(12) 応急復旧														
(13) 遺体措置																
救助・救急関係機関の連携	県、市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。															
非常通信訓練	災害時において、災害地から市災害対策本部及び県中部方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。															

防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
防災関係者等の訓練	災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得及び体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した訓練を実施するものとする。

第7節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の大災害が発生した場合は、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動が制約され、十分に対応しきれない事態が予想される。

特に広域被害が予想される地震等に際しては、市、国、県をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域市民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要(資料編 13-1「市内の自主防災会組織」)

区分	内容	
組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編成	本部組織として、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、自主防災組織の意義を協調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、防災資機材等の整備についての助成を行う。また、自主防災組織がいつでも機能するように、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練や資機材の操作訓練、情報伝達訓練等を夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。(参考：資料編 13-2「自主防災組織

の装備基準の参考例」)

3 研修会等の開催

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの育成を図る。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震・津波等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区分	内容
平常時からの 実施事項	1 防災気象に関する知識の吸収 2 地震防災に関する知識の吸収 3 地域の危険度の理解 4 家庭における防災の話し合い 5 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地(資料編 14-1)、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 6 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 7 プロパンガスボンベの2点固定の周知徹底 8 家屋の耐震化等 9 家具その他転倒・落下、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止、倒壊危険物の対策 10 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 11 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄(食料・飲料水については最低7日分) 12 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 13 自動車へのこまめな満タン給油 14 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え 15 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 16 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄(少なくとも5日分、できれば7日以上)
南海トラフ地震臨時 情報発表時の実 施事項	平常時の準備を生かし、自主防災組織を中心としておおむね次の事項が実施できるようにする。 1 正確な情報の把握 2 火災予防措置 3 非常持出品の準備 4 適切な避難及び避難生活 5 自動車の運転の自粛 6 要配慮者の安全確保
災害発生後の 実施事項	1 出火防止及び初期消火 2 地域における相互扶助による被災者の救出活動 3 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 4 自力による生活手段の確保 5 避難所の運営への協力

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市や消防団等と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をする。

平常時	
区分	内容
防災知識の学習	1 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 2 主な啓発事項は、地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災委員は市民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として、以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。また、市に対して地区防災計画を提案することができる。
自主防災組織の台帳の作成	1 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 2 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 (1) 世帯台帳(基礎となる個票) (2) 避難行動要支援者台帳(要配慮者に関する台帳) (3) 人材台帳 (4) 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

防災訓練の実施	1 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 (1) 情報の収集及び伝達の訓練 (2) 出火防止及び初期消火の訓練 (3) 避難訓練 (4) 救出及び救護の訓練 (5) 炊き出し訓練 2 他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 3 要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。
南海トラフ地震臨時情報発表時	
内容	
自主防災組織全員が協力して地域の防災活動を実施する。その主なものは、次のとおりである。 1 情報の収集伝達 2 出火防止活動及び初期消火の準備 3 防災用資機材の配備又は活用 4 避難及び共同避難生活	

6 市の指導及び助成

区分	内容
自主防災組織づくりの推進	市は、県中部地域局と連携して地域市民と地震対策について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。
地域防災リーダーの育成	1 市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災リーダーを育成する。 2 県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災リーダーの育成及び能力向上を図る。 3 地域防災リーダーは、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図る。

自主防災に関する意識の高揚	市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。		
	研修名	対象者	目 的
	自主防災組織中核的リーダー研修	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。
	防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成その他の活動の充実を図る。		
コミュニティ防災センターの活用	市はコミュニティ防災センター及び防災研修センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 1 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 2 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受入れる施設とする。 3 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。		
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は必要な助成を行う。		
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。		

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域市民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団 OB が自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

市及び県は、消防団について加入促進による人員の確保、車両・資器材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。（資料編 12-2「消防団組織編成」、12-3「消防ポンプ自動車等整備状況」）

第8節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- 1 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- 2 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- 3 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- 4 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業者等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- 5 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区分	内容
平常時からの 防災活動 の概要	1 防災訓練 2 従業員等の防災教育 3 情報の収集、伝達体制の確立 4 火災その他災害予防対策 5 避難対策の確立
平常時から の防災活動 の概要	6 救出及び応急救護等 7 飲料水、食料、災害用トイレ、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 8 施設及び設備の耐震性の確保 9 予想被害からの復旧計画策定 10 各計画の点検・見直し
防災力向上 の促進	1 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 2 市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 3 市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計 画(BCP) の取組	事業所等は、事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第9節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するこ

とができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第10節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区分	内容
ボランティア活動の支援	- 市は、社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会及び市ボランティア連絡会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 - 市は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 - 牧之原市ボランティアセンターは、「牧之原市相良総合センター い〜ら」に設置する。
ボランティア活動経費の確保	- ボランティアが災害時に活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にボランティアを活用できる環境を整備する。 - 市は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と市が実施する救助との調整事務を牧之原市社会福祉協議会に委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（市外から災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費）を負担する。

第11節 要配慮者支援計画

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、当市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）ごとに個別避難計画の作成が努力義務化された。市では、改正法における避難行動要支援者を、「牧之原市災害時要配慮者支援計画」の個別計画登録者とし、本計画を運用していくこととする。

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

区分	内容						
市の要配慮者 支援体制	1 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 2 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 3 地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自治会、自主防災組織等</td></tr> <tr> <td>福祉関係 福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者サービス事業所、障害者団体等</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等	地域組織	自治会、自主防災組織等	福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者サービス事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター(保健所、児童相談所等)、特別支援学校等						
地域組織	自治会、自主防災組織等						
福祉関係 福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者サービス事業所、障害者団体等						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成	1 市は、当市に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努める。 2 市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 3 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 4 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 5 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 6 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作						

区分	内容
	成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 7 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 8 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 9 市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。 10 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
防災訓練	市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
情報伝達	市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。 また、市は、在日大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。
避難支援等関係者の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことができるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	市は関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進する。

区分	内容
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第12節 救助活動に関する計画

区分	内容
救助隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、専門的かつ高度な知識、技術及び各種資機材を有する救助隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第13節 応急仮設住宅等・災害廃棄物処理

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型応急住宅	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			1 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 2 市は、国及び県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 3 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第14節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内容
市	1 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業協同組合榛原支部と締結した「緊急輸送に必要な自動車用燃料等の供給に関する協定」(資料編 17-2「災害協定(民間等)」)等に基づき、燃料供給に必要な情報の共有化を図るものとする。 2 随意契約の活用による速やかな災害応急対応ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 3 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
重要施設の管理者	1 市及び災害拠点病院等災害応急対策にかかる機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 2 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 3 上記重要施設の管理者は燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 4 県及び市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	1 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ体制を整備しておくものとする。 2 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 3 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 4 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

第15節 被災者生活再建支援に関する計画

区分	内容
実施体制の整備	市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 1 住家被害の調査及び罹災証明書等の交付の訓練 2 応援協定の締結 3 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第16節 市の業務継続計画に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	1 市は、災害発生時に応急体制等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 2 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	市は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 3 電気・水・食料等の確保 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 5 重要な行政データのバックアップ 6 非常時優先業務の整理

第17節 複合災害対策及び連続災害対策

- 1 市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 2 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することとも考慮する。
- 3 市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第18節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

- 1 男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁舎及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第19節 災害に強いまちづくり

- 1 県及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
 注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 2 県及び市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、市立8小学校、2中学校を再編し、津波浸水想定区域外への新たな学校施設整備を推進する。
- 4 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 5 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 6 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 7 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助等、災害の拡大を防止するために、あらゆる機関、団体等の協力を得て、市が行うべき実施計画とし、おおむね次の場合に措置をとる。

実施する措置
1 「災害対策基本法」(以下、この章において「法」という)第5条(市町村の責務)の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
2 法第62条(市町村の応急措置)の規定に基づき、市の応急措置を実施する場合の措置
3 法第67条(他の市町村長等に対する応援の要求)の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
4 法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき知事等に対して応援を要求する場合の措置
5 法第68条の2(災害派遣の要請の要求等)の規定に基づき、知事等に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置
6 法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、知事等による応急措置の代行を実施する場合の措置

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。

市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市が行う措置

法第50条(災害応急対策及びその実施責任)に基づき、市が行う応急措置はおおむね次のとおりである。

市が行う措置
1 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
2 消防、水防、その他応急措置の実施に関する事項
3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
5 施設及び設備の応急復旧に関する事項
6 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項
8 緊急輸送の確保に関する事項
9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防ぎよ、又は拡大の防止のための措置に関する事項

○ 上記 9 として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・国、県、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

区分	内容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	1 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 2 この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 3 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、県及び市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 4 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

区分	内容
市の配慮すべき事項	1 要請について (1) 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 (2) 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。 なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 2 関係者への連絡周知について 市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	法第67条(他の市町長に対する応援の要求)及び第72条(都道府県知事の指示等)第3項の定めるところにより、応援に従事する者は市長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 1 機関名 2 所属部課名 3 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合は、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	1 災害応急対策に要する経費については、法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 2 県が市長の要請により、他の都道府県、市あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合は、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

市の防災に関する組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

組織名等	概要
牧之原市 防災会議	- 構成は、牧之原市防災会議編成図(資料編 1-7)に定めるところによる。 - 運営は、牧之原市防災会議条例(平成17年牧之原市条例第17号・資料編 2-3)に定めるところによる。
牧之原市 災害対策本部	- 構成は、牧之原市災害対策本部編成図(資料編 1-1)に定めるところによる。 - 設置基準 - 大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるとき - 災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき - その他市長が必要と認めたとき - 運営は、牧之原市災害対策本部条例(平成17年牧之原市条例第18号・資料編 2-1)に定めるところによる
牧之原市 水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は、水防計画書の定めるところによるものとする。
その他	- 標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 - 本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

2 市職員の動員

- ・ 職員の動員は、参集メールシステムにより行うものとする。
- ・ このメールシステムによる動員ができない場合を想定し、各部局の電話による連絡責任者と連絡システムを定めておくものとする。
- ・ 動員要請がない場合であっても、あらかじめ定められた参集基準(資料編 1-8～1-12)に合致した場合は自主参集するものとする。

第3節 応援・受援計画

この計画は、市長が応援を指示若しくは命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び方法等を明らかにして、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

1 応援の実施基準

区分	内容
応援の時期	市長が必要と認めるとき、又は他の計画の定めるところにより実施する。
動員対象者	市職員及び消防団員
応援動員対象者	消防職員、警察官、自衛官、海上保安官、医師・歯科医師又は薬剤師、助産師又は看護師、土木技術者又は建築技術者、大工・左官又はとび職、土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区分	内容
県、市職員の応援	1 市町支援機動班 ・県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣する。 ・派遣された職員は、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。 ・必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。 2 技術職員 ・市は、土木・建築職など技術職員が不足している市町村へ中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 ・市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。
消防団員の動員	市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し応急措置が必要であると認めたときは、消防団長に出動の準備又は出動を命令する。
消防職員の動員要請	市長は、災害の発生のおそれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置が必要であると認めるときは、静岡市長に対し出動を求める。
警察官の動員要請	市長は、災害の発生のおそれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置が必要であると認めるときは、牧之原警察署長に対し出動を求める。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は、自衛隊派遣要請計画の定めるところによるものとする。
海上保安庁に対する支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は、海上保安庁に対する支援要請計画の定めるところによるものとする。
医療助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、医療助産計画の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、(資料編 7-20「牧之原市建設業者等一覧」)を参照して当該応援動員対象業者又は個人若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。
知事に対する応援要請等	市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項

区分	内容
他の市町長に対する応援要請	1 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 また、「消防組織法」第39条に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求める。 2 この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をする。
関係機関等への協力要請	市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合は、法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 (1) 派遣を要請する理由 (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣について必要な事項
受入れ体制の確立	1 市は、すべての応援動員者の作業が効率的に行えるよう、応援動員者の受入れ体制に支障のないよう措置する。 2 応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入れ体制の整備を図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 3 県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 4 県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 5 上記のほか、特に規模の大きな災害に際しては「牧之原市受援計画」による。

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進し、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

基本方針	1 市、県間の緊密化 (1) 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県中部方面本部、各相互のルートを基本として牧之原警察署及び防災関係機関と緊密な連携の下に行う。 (2) 情報活動の緊密化のため、牧之原警察署は市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県中部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。
	2 報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。

3	情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)に定める。
4	県災害対策本部との連携 (1) 県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめて実施する。 (2) 県に緊急災害現地対策本部が設置された場合は、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。
5	防災関係機関相互の連携体制の構築 (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする (2) 県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D)(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。
6	情報伝達体制の確保 県、市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

1 気象の予報及び警報等の収集体制並びに周知方法

区分	内容
気象予報、警報等伝達体制及び周知方法	1 市は、気象、地象、地動及び水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報について関係機関から積極的に収集するとともに必要に応じ同時通報用無線、広報車等により市民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。 2 水防予報警報の収集及び伝達は、水防計画書に定めるところによる。 3 災害の発生する恐れがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雷等。頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく市、静岡市消防局又は牧之原警察署に通報するものとする。

区分	内容						
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	1 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 2 地域派遣市職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 3 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 (1) 被害状況 (2) 避難指示又は警戒区域設定状況 (3) 生活必需物資の在庫及び供給状況 (4) 物資の価格、役務の対価動向 (5) 金銭債務処理状況及び金融動向 (6) 避難所の設置状況 (7) 避難生活の状況 (8) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 (9) 応急給水状況 (10) 観光客等の状況						
情報収集方法等	1 災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 2 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、牧之原警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後直ちに職員を地域に派遣し被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合は、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr> </table>	職員派遣による収集	災害発生後直ちに職員を地域に派遣し被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合は、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。
職員派遣による収集	災害発生後直ちに職員を地域に派遣し被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合は、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。						

2 被害状況等の報告

区分	内容
市長に対する報告	市職員は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、各担当班は所管事項にかかる災害情報及び被害の情報を収集して担当部長に報告し、報告を受けた担当部長は市長に報告する。
県等への報告・要請	1 被害報告(随時) 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、被害程度の認定基準に基づき、「被害速報(随時)」(資料編 2-5)により、県中部方面本部(県中部地域局)を経て、県災害対策本部長(知事)に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県中部方面本部長(県中部地域局長)に報告する。ただし、県中部方面本部長に連絡がつかない場合は県災害対策本部長に、県災害対策本部長に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部長及び県中部方

区分	内容											
	面本部長にも報告する。 2 定時報告 市長は、可能な限り最新の被害状況を把握し、逐次「災害定時及び確定報告書」(資料編 2-5)により県中部方面本部長(県中部地域局長)に報告する。 3 確定報告 市長は、被害状況確定後速やかに「災害定時及び確定報告書」(資料編 2-5)により県中部方面本部長(県中部地域局長)を経由して県災害対策本部長(知事)に文書をもって報告する。 4 要請 災害発生報告又は被害報告の通報とともに県に対し要請すべき事項のある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 5 市長は「情報広報実施要領」に定める情報事項について、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介して速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市内で震度5以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 (1) 緊急要請事項 (2) 被害状況 (3) 市の災害応急対策実施状況 6 行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。											
内閣総理大臣 に対する報告	1 法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できない場合、内閣総理大臣に報告すべき災害は、次のいずれかである。 (1) 県が災害対策本部を設置した災害 (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害 (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。 2 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合は、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合は、当該災害等(以下「特定事故災害等」という。)が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況(特に死傷者の数)の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。 3 内閣総理大臣への報告は、市からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府(内閣総理大臣)へ報告することとされている。 (消防庁応急対策室) <table><tr><td></td><td>電話</td><td>FAX</td></tr><tr><td>平日(9:30~18:15)</td><td>03-5253-7527</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>03-5253-7777</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>				電話	FAX	平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553
	電話	FAX										
平日(9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537										
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553										
市防災会議に 対する報告	必要に応じ、被害状況及び応急対策の措置について、市防災会議に報告するものとする。											
被害の調査	被害状況の調査に当たっては、調査担当者を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、罹災台帳を作成、整備し、必要があるときは罹災証明書を発行する。											

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

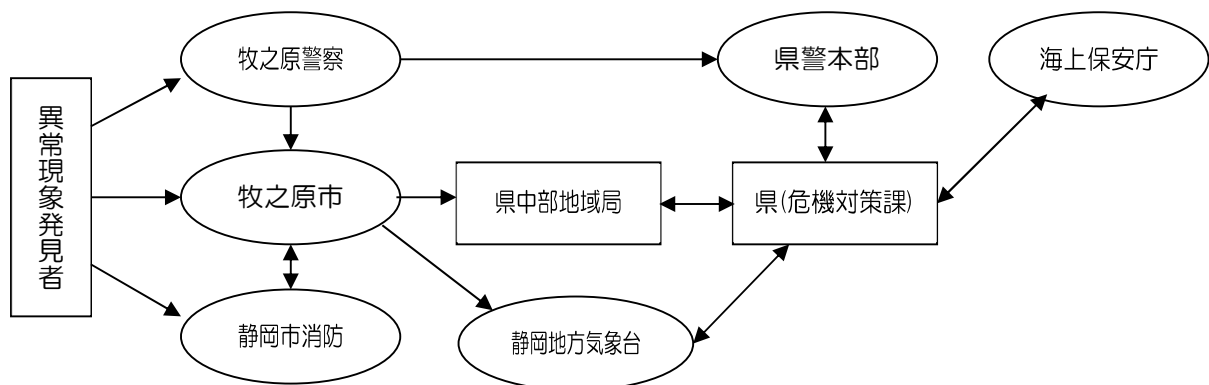
なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関とを結ぶ通信系統は、(資料編 1-5「牧之原市防災情報通信体系」)による。

区分	内容
同時通報用無線の利用	災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときは同時通報用無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。
防災行政無線の利用	災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときは防災行政無線を活用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
地域防災無線の利用	災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときは防災無線を活用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
災害時特設公衆電話の活用	公衆用として、市内11箇所に31回線が設置されている。 (資料編 3-7「地震対策用公衆電話設置場所」)
簡易無線機の活用	災害が発生したとき又は発生の恐れがあるときは、簡易無線機を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
衛星携帯電話	災害の発生により通信回線や道路が遮断された場合、衛星携帯電話を利用し、被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
非常無線通信の利用	災害の発生により通信回線の利用ができなくなった場合、各防災関係機関の所有する無線を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降電、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。



5 災害通信方法

(1) 災害通信の受領及び伝達要領

ア 県等から伝達される気象等の予報、警報は、平常時においては防災課職員が受領し、必要な部に伝達する。

イ 勤務時間以外における情報は、宿日直者が受領し、配備基準に応じた関係職員に伝達する。

(2) 災害通信施設の設置場所及び出力等

災害通信施設の設置場所及び出力等は、(資料編 3 通信・広報)による。

6 通信連絡の混乱防止(N T T系)

区分	内容
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

大規模な自然災害や警戒宣言が発令された場合は、電話の利用が増え、電話のふくそうが考えられる。この場合は、緊急かつ重要な通話を確保するために、市の同時通報用無線により市民に対して電話利用についての広報を行う。また、実施は西日本電信電話株式会社より連絡があってから実施するものとし、広報文は(資料編 3-9「緊急かつ重要な通話を確保するための周知依頼文例(同報無線による広報)」)に示す。

7 応急措置に必要な情報の収集伝達

原則として消防団が情報収集に当たるが、自主防災組織等は、自主的に状況把握に努め、危険が予想される状態等災害が防止の参考となる事項について関係分団長に連絡するか、場合によっては直接市に連絡する。

また、市は消防職員、警察官等からも情報の収集に努め、必要により関係者に伝達する。

第5節 災害広報計画

災害時において、市民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行う。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区分	内容
広報事項	1 災害時における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の市民及びその他の者に対し広報を行う。 2 実施に際しては、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 3 広報事項の主なものは、次のとおりである。 (1) 気象、地象、水象に関する情報 (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 (3) 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み (6) 人心安定のため市民に対する呼びかけ (7) その他社会秩序保持のための必要事項

区分	内容		
報道機関に対する協力等	1 広報は、災害の状況に応じて、広報・議会班が行う。 2 報道機関に対する情報の提供は、原則として記者クラブ(資料編 3-8「報道機関一覧(記者クラブ(牧之原分室)会員)」)を通じて行う。		
広報実施方法	災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体を活用して行う。 災害時情報共有システム(Lアラート)を介したメディアの活用を図る。 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。		
	印刷媒体	広報まきのはら、回覧板、ポスター、チラシ類	
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)
		テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)
		同時通報用無線、防災行政無線(戸別受信機、防災ラジオを含む)、市ホームページ、市LINE、登録制Teaメール、市フェイスブック、エリアメール	
	広報車による広報	被災地に対して現地広報を行う場合は、市所有の車両を用いて実施する。	
	その他	自主防災組織を通じての連絡	
県に対する広報の要請	1 県から広報の要請を受けた場合は、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 2 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。		
被災者の安否に関する情報の提供等	被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた「被災者の氏名等公表に係る作業手順書」に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。		
外部機関との連携等	1 市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 2 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 3 市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。		

2 経費負担区分

区分	内容
ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合	放送依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から災害記録写真を収集する場合	市が負担する。
外部機関からの広報事項の受領をした場合	受領時においてその都度協議して定める。

3 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ、テレビ、インターネット、スマートフォン	主として市域内の情報、指示、指導等、地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等

自主防災組織を通じた連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン等	津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法の定めるところによる。(資料編 9-3)

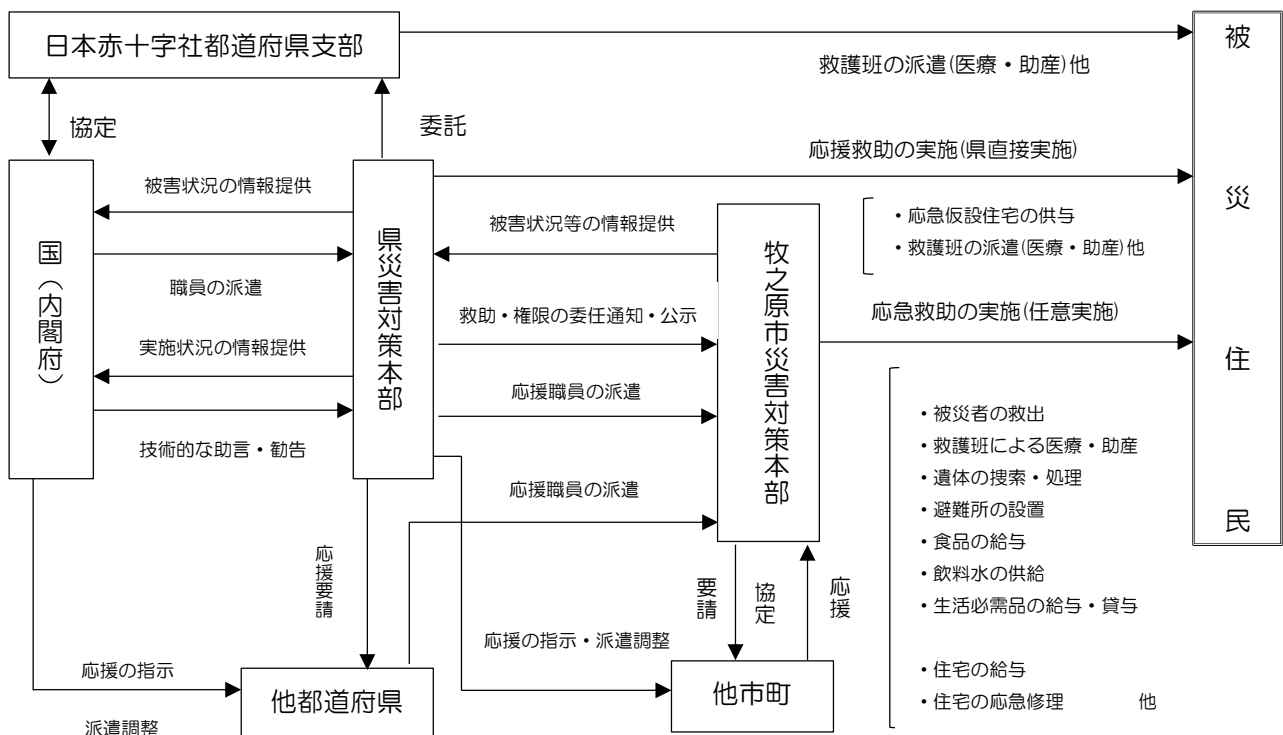
2 被害世帯の算定基準

住宅が滅失した世帯の算定、認定及び単位は、被害程度の認定基準(資料編 9-4)による。

3 災害救助法の適用手続

区分	内容
市の報告	市は、区域内に災害が発生したときは、災害救助法に基づき、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県中部地域局を経由して県に報告する。(資料編 9-7「災害救助法適用申請」)
県における適用手続	1 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、災害救助法の適用等について市に通知する。 2 災害救助法を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

(1) 応急救助事務

災害に際し、市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合は、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知する。

- ア 避難所の設置及び収容
- イ 炊出し、その他による食品の給与
- ウ 飲料水の供給
- エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 罹災者の救出
- キ 罹災者の住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の措置
- シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ス 応急仮設住宅の設置
- セ 応急救助のための輸送
- ソ 応急救助のための賃金職員雇上費
- タ 救助に要した事務費

(2) 災害救助法費用限度額

(資料編 9-5「災害救助内容の早見表」)を参照。

5 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

6 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない小災害の場合は、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)(気象庁が発表)※1		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)(気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認 ・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)（危険） ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)（危険） ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害))※4 ・ (大雨特別警報(土砂災害))※4 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)（災害切迫） ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)（災害切迫） ・ 高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 早期注意情報(警報級の可能性)は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされる。また、高潮特

別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

②実施者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第60条
県知事又はその命を受けた吏員	指示	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条
水防管理者	指示	洪水	水防法第29条

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込めるとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を、市長に代わって知事が行う（法第60条）。

b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。

c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。

d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がそ

の現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。

- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命令することができる。

○警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。

警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

○知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 救助

(1) 基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、原則として市長が行う。
- ・静岡市消防局、県(県警察)及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- ・県及び市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた「被災者の氏名等公表に係る作業手順書」に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・県は、救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- ・市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第 2 7 節 自衛隊派遣要請計画」により行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内容
市	1 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 2 職員を動員し負傷者等を救出する。 3 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 4 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 5 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
県	知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。 (1) 県職員を派遣し救出活動を支援する。 (2) 他の市町長に対し応援を指示する。 (3) 自衛隊に対し支援を要請する。 (4) 救出活動の総合調整を行う。 (5) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。
警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあ

	たる。
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内容
避難地への市町職員等の配置	市が設定した避難地(資料編 14-2)には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 【要避難地区で避難を要する場合】 1 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (1) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (2) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (3) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法によりあらかじめ定めた避難地へ避難する。 (4) 避難地へ避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て安全な避難地へ避難する。 2 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 【その他の区域で避難を要する場合】 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
避難地における業務	1 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 (1) 火災等の危険の状況に関する情報の収集 (2) 地震等に関する情報の伝達 (3) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等) (4) 必要な応急救護 (5) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 2 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難施設を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

② 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

 a 避難指示が発せられた場合

 b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に

- 対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 知事への要請事項

市長は、市において避難、救出活動を行うことが困難な場合は、下記事項を明らかにして知事に応援を要請する。

区分	内容	
避難の場合	1 避難希望地域	4 輸送手段
	2 避難を要する人員	5 その他必要事項(災害発生原因)
	3 避難期間	
救出の場合	1 救出を要する人員	
	2 周囲の状況(詳細に記入)	
	3 その他必要事項(災害発生原因)	

- 県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- 被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整を県へ依頼するものとする。

(2) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

6 避難行動要支援者への支援

県及び市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

県及び市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

③ 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、介護職員等の福祉関係職員の派遣

や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県と広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

7 広域避難・広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市から協議要求があった場合、県は他の都道府県と協議を行う。
- (3) 市から求めがあった場合には、県は受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要)等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (5) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (6) 県及び市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (7) 県及び市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第8節 ペット救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。

区分		内容
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体的な体制整備を図る。
	市	「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

	飼い主	1 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からゲージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 2 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 3 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 4 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難※に努めるものとする。
--	-----	--

区分		内容
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市	1 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 2 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 3 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 4 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 5 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	1 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 2 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難※に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障がある罹災者に対し、必要な食料品を確保し、支給するために、実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

緊急物資の確保計画量	1 市は、必要物資の各品目ごとの必要量を確保するよう努める。 2 大規模な地震が発生した場合は、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
------------	--

実施主体	内容
市	1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 2 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 (1) 調達又はあっせんを必要とする理由 (2) 必要な食料の品目及び数量 (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 3 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 4 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
県	1 知事は、市町から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 2 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 3 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。 4 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。
市民及び自主防災組織	1 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 2 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。 3 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
食料給与の対象者	1 避難所に避難した者 2 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 4 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	1 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品、おかゆ等軟食等の主食 2 副食(調味料、栄養補助食品を含む。)
対象経費	1 主食費 (1) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (2) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (3) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 2 副食費(調味料を含む。) 3 燃料費 4 雑費 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費
費用の限度	(資料編 9-5「災害救助内容の早見表」)を参照。

区分	内容
実施期間	災害発生の日から7日以内。ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 炊き出し等応急食料調達供与の方法

(1) 実施者

応急食料の調達供給は、市長が市本部から責任者を指名する。また、責任者は、配分について円滑かつ適正に実施するため万全の措置を取る。

(2) 供与の方法

責任者は、応急食料供与の実施計画を作成するとともに、食料調達計画を作成し、応急食料の供与については実施期間、罹災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出し、パンの供与等適当な方法により実施する。

ア 配給品目は、米、弁当、パン、乾パン又は麦製品(乾うどん等)等のいずれか1又は2以上とする。

イ 配給数量は1人1日3食とする。

(3) 炊き出し実施方法

ア 責任者は、応急食料供与の実施計画に基づき主食副食の調達及び配分を行い、炊き出し場所に送達する。

イ 炊き出し等食品の供与は、小学校の施設等を利用して、自主防災組織の協力を得て実施する。

(4) 調達方法

ア 応急食料の調達は、災害時緊急物資調達業者により措置する。ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合は、それぞれの地域において確保する。

イ 副食調味料等については、その都度、販売業者から購入する。

ウ 調達した応急食料の集積場所は、(資料編 5-2「物資集積所」)による。

エ 調達した応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するが、当該業者において措置できない場合は、輸送計画に基づき措置する。

4 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

市は、品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

実施主体	内容
市	1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 2 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 (1) 調達又はあっせんを必要とする理由 (2) 必要な物資の品目及び数量 (3) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 3 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 4 市は、炊き出しに必要な LP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。また、炊き出しに必要な物資は、あらかじめ供給協定を締結した一般社団法人静岡県 LP ガス協会中部支部南榛原地区会から調達する。 5 市長は、炊き出しに必要とする LP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 (1) 必要な LP ガスの量 (2) 必要な器具の種類及び個数
県	1 知事は、市町から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 2 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 3 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。 4 知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。 5 知事は、市町から炊き出しに必要な LP ガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県 LP ガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。
市民及び自主防災組織	1 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 2 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。 3 地域内の LP ガス販売業者等の協力を得て、使用可能な LP ガス、及び器具等を確保するものとする。
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じ、速やかに市町を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

対象品目	寝具、被服及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料	マッチ、ＬＰガス等
費用の限度		(資料編 9-5「災害救助内容の早見表」)を参照
給(貸)与の期間		災害発生の日から１０日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

3 衣料、生活必需品、その他の物資調達、給(貸)与の方法

(1) 実施者

衣料、生活必需品等の物資調達、給(貸)与は、市長が市本部から責任者を指名する。また責任者は、配分について円滑かつ適正に実施するため万全の措置を取る。

(2) 給(貸)与の方法

責任者は、衣料品、生活必需品等の給(貸)与に際し、県から指示された物資配分計画に基づき、また市において調達した分についても同様に物資配分計画を作成し、実施する。

集積場所は、(資料編 5-2「物資集積所」)による。

(3) 調達方法

ア 衣料品、生活必需品等の調達は、災害時緊急物資調達業者により措置する。ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合は、それぞれの地域において確保する。

イ 調達した衣料品、生活必需品等の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するが、当該業者において措置できない場合は、輸送計画に基づき措置する。

ウ 調達した衣料品、生活必需品等の集積場所は、(資料編 5-2「物資集積所」)による。

4 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

(1) 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。

(県の広域物資拠点は、資料編 5-3「広域物資拠点」による。)

(2) 県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第11節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内容
市	- 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 - 市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 - 給水を必要とする人員 - 給水を必要とする期間及び給水量 - 給水する場所 - 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 - 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 - その他必要事項 - 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 - 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
県	- 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 - 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 - 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。
市民及び自主防災組織	- 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 - 自主防災組織は、地震発生後4日目から7日目までは備蓄による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 - 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 - 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。
観光事業者の自給努力	- 地震発生後3日間は貯えた水等によりそれぞれ飲料水を確保する。 - 事業用の井戸等を活用し飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払うこと。

2 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
供給量及び供給期間	供給量は大人1人1日最小限おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度額	機械器具の借上費、修繕費、燃料費、給水容器、浄水用の薬品及び諸資材の実費

3 給水実施方法

(1) 給水の実施

- ア 飲料水の供給は、給水実施計画を作成し、実施する。
- イ 飲料水の供給に当たっては、被災地の状況、給水人口等を考慮して緊急を要する地域から実施する。
- ウ 飲料水の供給は、消防用タンク車、車載用給水タンク等(資料編 8-4「給水車保有状況」、8-5「給水タンク保有状況」)を利用し、搬送給水を行う。
- エ 給水に際しては、給水時間、給水場所等を同時通報用無線や避難所への掲示などにより事前

に周知し、市民の利便を図る。

オ 広範な地域に給水が必要となる場合は、地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図るものとする。

カ 自己努力によって飲料水を確保する市民に対し、衛生上の注意を広報する。

(2) 補給水源

飲料水の補給は、水道施設による補給水源により措置する。

(3) 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合は、重要度、緊急度、修理の可能性などを勘案し、迅速かつ効果的な応急復旧に努める。復旧に当たっては、必要に応じ牧之原市指定給水装置工事事業者の応援を求める。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

この計画は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたとき、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定することを目的とする。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また災害のため被害を受けた住家に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置をする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、(第7節 避難救出計画)による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内容	
市	建築物	1 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 2 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市町から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市民		1 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 2 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

区分	内容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区分		内容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応 急 仮 設 住 宅 の 確 保	建 設 型 応 急 住 宅 の 建 設	1 応急仮設住宅の建設を、県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等及び建設業関係団体等の協力を得て建設する。 2 応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地（資料編 7-19）の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃 貸 型 応 急 住 宅 の 借 上 げ	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営		1 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 2 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定		1 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 2 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
市営住宅等の一時入居		状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、市営住宅等の空家に一時的に入居させる。

応急住宅の管理	1 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 2 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	
建築資機材及び建築業者等の調達、あつせん要請	1 市長は応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達を要請する。	
	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
	2 市は、市民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市内建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあつせん又は調達を要請する。	
住居等に流入した土石等障害物の除去	1 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市のみで対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） (2) 除去に必要な人員 (3) 除去に必要な期間 (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量 (5) 除去した障害物の集積場所の有無	

4 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容	
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用	（資料編 9-5「災害救助内容の早見表」）を参照。
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内とする。ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
	その他	供与、維持管理、処分及び手続等知事からの通知を受けて行う場合は、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者及び公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者（会社等の施設の場合で、会社が破産して応急修理を行えないか又は行わないときを除く。）
	規模及び経費	（資料編 9-5「災害救助内容の早見表」）を参照。
	修理期間	災害発生の日から3カ月以内とする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6カ月以内。

その他	修理を知事から通知を受けて行うときは、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。
-----	---

5 実施方法

区分	内容
入居者、修理者の選考	入居者、修理者の適格者は次により選考する。 1 住宅の仮設及び修理対象者の選考は福祉班が担当する。 2 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度本部長が任命するものとする。 3 選考基準 選考は、罹災者の資力その他生活条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員・児童委員の意見を徴する等公平な選考に努める。 選考の基準は、次の事項による。 (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (2) 特定の資産のない寡婦、母子家庭 (3) 特定の資産のない老人、病弱者、障がい者 (4) 特定の資産のない勤労者、中小企業者 (5) 前各号に準じる経済的に困窮する人
仮設・修理方法	1 実施者 住宅の仮設及び応急修理の施行は、建築班が担当する。工事の施行は原則として工事請負により行うものとする。 2 住宅の規模、構造等 仮設住宅を設置する場合は、設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については災害救助法の実施基準に準じて行う。 3 仮設住宅建設用地の配慮 仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、選定する。 市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と牧之原市との賃貸契約締結後工事に着手する。 4 建設資材の輸送措置 調達した建設資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するが、当該発注先業者等において措置できないときは、輸送計画に基づき措置する。 5 住宅のあっせん 災害のため住家をそう失した者であって、自らの力では住宅を確保することができない者については、必要に応じ住宅のあっせんを行う。

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。応急仮設住宅では入居者によるコミュニティの形成及び運営に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が

講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	1 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 2 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

9 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った市民等に対し、災害救助法の規定に基づいて応急的に医療助産を実施し、被災者の保護を図り、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

(1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

(2) 災害時の医療活動は、救護班を主体として、榛原医師会等医療関係機関の指導、協力を得て医療救護計画(資料編 4-1)に基づき実施する。

(3) 災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療救護の万全な体制をとる。

(4) 救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護職及び事務職を基本として編成し、医療技術者については地元医師会、歯科医師会、薬剤師会及び災害時医療協力者に依頼する。携行薬品等は各班において用意する。

(5) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。)するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。

(6) 県は、災害拠点病院及び市町等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。

(7) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。

(8) 救護班による救護が適当でないものについては、診療所(資料編 4-7)、救護病院(資料編 4-3)、助産所等の医療関係機関に委託して救護を行う。この場合は、委託医療機関等の決定は市長が行う。

(9) 大規模な災害が発生し、市内の診療所における医療需要が増大し救護班の編成が困難な場合は、医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、県に応援班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。

(10) 医療救護及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者(資料編 4-9)、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備する。

(11) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(12) 救護班の主体である健康推進部は、各班の医療活動が円滑に実施できるよう必要な措置をとるとともに、救護活動の状況等を記録し本部に報告する。

(13) 被災後の二次的な健康被害の予防を図るためからだや心に対する健康支援活動を実施する。

(14) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(15) 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を行うものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所 (資料編 4-2)	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。救護所で医療救護活動を行うが、設置箇所数については救護班の編成状況に応じて決定し、救護所の開設場所を市民及び関係者等に周知する。また、あらかじめ市長が指定した救護所を開設できない場合は、必要に応じて被災市民が最も利用しやすい安全な公共施設に開設して医療活動を実施する。
	活動	1 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 2 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 3 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 4 死亡の確認及び遺体搬送の手配 5 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 6 その他必要な事項
救護病院 (資料編 4-3)	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	1 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 2 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ 3 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 4 死亡の確認及び遺体搬送の手配 5 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 6 その他必要な事項
災害拠点病院 (資料編 4-4)	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。

	活動 1 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） 2 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 3 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 4 DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 5 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
--	--

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	あらかじめ定める医療救護計画（資料編 4－1）に基づき次の措置を講ずる。 1 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 2 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 3 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 4 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 5 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんに要請する。 6 医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 (1) 必要な救護班数 (2) 救護班の派遣場所 (3) その他必要事項(災害発生の原因) 7 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 1 市町から救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 2 市町から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会から調達・あっせんを図る。 3 市町から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。 4 市町から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 5 市町から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣を要請する。 6 市町から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 7 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 8 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
市民及び自主防災組織	1 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 2 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区 分	内 容
医療救護班の派遣	1 日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出動させる。

	2 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	1 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 2 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 3 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

5 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	1 災害のため助産の途を失った者 2 現に助産を要する状態の者 3 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 4 被災者である与否とを問わない 5 本人の経済的能力の如何を問わない
医療・助産の範囲	医療 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
	助産 1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱指綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療 災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。
	助産 分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる
費用の限度	医療 1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 2 一般病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内
	助産 1 救護班による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	1 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 2 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、環境衛生の確保と感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市長の実施事項及び要請事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、次の要請事項に掲げる事項を明らかにした上で、県に応援の要請を行うものとする。

区分	内容
実施事項	1 病原体に汚染された場所の消毒 2 ねずみ族・昆虫等の駆除 3 病原体に汚染された物件の消毒等 4 生活水の供給 5 浸水地域の防疫活動の実施 6 防疫薬品が不足した場合の卸売業者(資料編 4-9)等からの調達及び県に対する供給調整の要請 7 臨時予防接種の実施 8 保健所を設置する市は、県の実施事項の1及び2に定める措置をとる。
要請事項	1 防疫薬剤の種類及び数量 2 その他必要事項

2 県の実施事項

区分	内容
実施事項	1 健康診断の実施 2 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施 3 病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市町に対する指示 4 ねずみ族・昆虫の駆除の実施又は市町に対する指示 5 病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市町に対する支持 6 生活水の供給の制限又は禁止の命令 7 防疫薬品及び資機材の供給の調整

3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 実施方法

区分	内容
衛生班の編成	1 災害により衛生状態が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合は、衛生班(おおむね、運転手1名、作業員4名の計5名を以て1班)を編成し、必要な衛生活動を行う。 2 衛生班は、災害の規模等に応じて編成する。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施する。 1 下痢患者、発熱患者が多発している地域 2 集団避難所 3 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施方法	1 予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。 2 実施方法 (1) 床下、庭 クレゾール剤(ゾール液、乳剤)散布(被災地の自治会へ一括搬送、各家庭へ配布を依頼する) (2) 汚染した溝、水たまり クレゾール剤散布 (3) 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウム投入 (4) ねずみ族昆虫の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれがある場合は、薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行う。 (5) 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止を図る。 (6) その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置をとる。
消毒機器及び薬品	消毒用機器及び薬品は(資料編 10-8「消毒用機器及び薬品一覧表」)により措置するが、不足の場合はハイナン農業協同組合等が所有しているものを借り上げる。

6 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定する。

7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物(ごみ及びし尿)及び死亡獣畜を円滑かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とする。

なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としない。

1 基本方針

(1) し尿及び生活系ごみの収集、運搬及び処理は、「牧之原市災害廃棄物処理計画(R3.3)を踏まえて

実施する。

（２）災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

（３）収集及び運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域や避難所から実施する。

（４）処理は、牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター・吉田町牧之原市広域施設組合清掃センターで処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、県に近隣の他市町に処理委託について調整を依頼するものとする。

（５）処理委託が困難な場合は、県中部健康福祉センターの指導の下環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処する。

（６）災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

（７）ごみの収集、運搬及び処理は、衛生班が担当する。被災状況により、災害対策本部にて対応を考慮する。

２ し尿処理

実施主体	内容
市	- 被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 - 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 - 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 - 処理対象物名及び数量 - 処理対象戸数 - 市内の処理場の使用可否 - 実施期間 - その他必要事項 - 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 - 速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
県	- 市町の要請に基づき、市町の行うし尿処理について処理場や清掃用運搬機材のあっせん、必要な指導を行う。 - 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。 - 流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。 - 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
市民及び自主防災組織	- 下水処理施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 - 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)収集処理

実施主体	内容
市	1 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 2 収集体制を住民に広報する。 3 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 (1) 処理対象物名及び数量 (2) 処理対象戸数 (3) 処理場の使用可否 (4) 実施期間 (5) その他必要事項 4 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
県	1 市町の要請に基づき市町の行うごみ処理について処理場や死亡獣畜処理場、清掃用運搬資機材のあっせん、必要な指導を行う。 2 市町の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市町の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
自主防災組織	1 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 2 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	1 ごみの分別及び搬出については、市の指示する方法で搬出等を行う。 2 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内容
市	災害廃棄物処理対策組織の設置
	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集
	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 1 家屋の被害棟数等の被災状況 2 ごみ処理施設等の被災状況 3 産業廃棄物処理施設等の被災状況 4 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 5 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計
	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保
	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場(資料編 10-7)を確保する。
県	処理施設の確保
	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請
	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施
	県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去
	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
県	災害廃棄物処理対策組織の設置
	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集
	1 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 2 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
県	関係団体等への協力要請
	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、関係機関へ協力を要請する。
県	処理方法の市町への周知
	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。

実施主体	内容
企業	1 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 2 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。
市民	1 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 2 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 死亡獣畜処理

死亡獣畜の処理は、原則として獣畜処理業者に委託する。災害の状況により獣畜処理業者への委託が困難となり、処理できない場合は、次により処理するものとする。

- (1) 近隣の市町の死亡獣畜処理場で処理する。
- (2) 県へ要請する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等には遺体

の搜索及び措置への協力を要請する。

(5) あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。

(6) 遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

(7) 必要に応じて県に大規模な遺体収容施設の設置を要請する。

2 実施主体と実施内容

実施主体		内容
市	遺体の搜索	1 遺体の搜索は、警察の協力を得て、消防職員、消防団員、市職員、自衛隊員、地元関係者の協力により行い、搜索にあつては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携を取りながら実施する。 2 市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 1 遺体収容施設は、市の公共施設等に設営し、住民に対し広報する。 2 遺体安置に当たっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに死者に対し礼を失することのないよう注意する。
		活動 遺体収容施設において次の活動を行う。 1 警察の協力を得て遺体措置を行う。 2 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 3 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）からの遺体搬送を行う。 4 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 5 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	1 福祉班、調達班は遺体処理(措置)を担当する。ただし、必要に応じて市長は他の班に指示してこれに当たらせるものとする。 2 自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。 3 身元が判明しない遺体又は引取者がいない遺体は、検視を受けた後、一旦、遺体収容施設に保管する。 4 相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	埋・火葬	1 火葬 火葬は、牧之原市御前崎市広域施設組合南遠地区聖苑・吉田町牧之原市広域施設組合斎場(謝恩閣)において措置する。 2 埋葬 火葬した遺骨は、一時的に寺院に安置し、事後において遺骨引取人によりそれぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。
広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	

実施主体		内容
	県への要請	遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあっせんを要請する。 1 搜索、措置、火葬に必要な職員数 2 搜索が必要な地域 3 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 4 必要な輸送車両の台数 5 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 6 広域火葬の応援が必要な遺体数
	県	市町長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 1 知事は、市町から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 2 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 3 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 4 知事は、火葬要員のあっせんを行う。 5 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。
	市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。

3 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の処理(措置)内容	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 遺体の一時保存 3 検案 4 遺体の身元確認
埋葬対象者	1 災害時の混乱の際に死亡した者 2 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度	資料編 9-5「災害救助内容の早見表」を参照。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区分	内容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ、日常生活に支障がある者に対し、実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。
費用の限度	資料編 9-5「災害救助内容の早見表を参照。

2 実施方法

区分	内容
職員の動員及び動員要請	市職員、消防職員、消防(水防)団員、建設業者、自衛隊員、自主防組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
除去の方法	除去した障害物については、交通及び市民生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。(資料編 10-7「災害廃棄物の仮置場予定地」)
除去用車両の調達	輸送計画に定めるところにより措置する。
除去作業用機械器具の調達	市及び建設業者所有の機械器具により措置する。

3 知事への要請事項

市長が障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合は、次の事項を明らかにして、知事にそのあつせんを要請する。

要請時、明確にすべき事項	
1 除去を必要とする住家世帯数(半壊、床上浸水別)	4 除去に必要な機械器具の品目別数量
2 除去に必要な人員	5 集積場所の有無
3 除去に必要な期間	

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策概要を定める。

区分	内容
市民に対する呼びかけ	市長は、災害発生時に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに市民のとるべき措置等について、同時通報用無線及び広報車等を活用して呼びかけを行うよう努める。また、地区担当班職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど混乱防止措置を講ずる。
生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、次の調査及び対策を講じるものとする。 1 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 2 特定物資の報告徴取、立入検査等 (1) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 (2) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、牧之原警察署長に対して、下記の事項について措置を講ずるよう要請する。 1 不法事態に対する措置 2 銃砲、刀剣類に対する措置 3 地域安全情報の伝達 4 犯罪情報の収集、集団不法行為及び暴利行為の予防・取締り 5 流言飛語が横行した場合における原因究明及び適切な情報提供 6 その他社会秩序維持・民生安定化に係る必要な措置

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するための輸送体制を確立し、輸送の万全な措置を取ることを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

県及び市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 市及び防災関係機関の緊急輸送

区分	内容
市	1 災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 2 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 3 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 4 管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

(1) 陸上輸送体制

区分	内容
輸送路の確保	1 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 2 災害対策本部は、緊急輸送ルート上の被害状況を把握し、通行可否を確認する。 3 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第一次、第二次、第三次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。(資料編 6-1「牧之原市地震対策緊急輸送路」)
輸送手段の確保	緊急輸送は、各関係機関等の協力を得て次の車両により行う。市長は市内において輸送手段の調達ができない場合又は市外から輸送を行う場合で必要があるときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。 1 緊急通行車両(資料編 6-12) 2 運送業者等の車両 3 民間車両の借上げ
広域物資拠点及び要員の確保	1 市の物資集積場所は、ハイナン農業協同組合西部営農経済センター、坂部みかん選果場及び勝間田集出荷場とする。 2 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資集積場所に適宜、市職員を派遣する。

(2) 海上輸送体制

区分	内容
輸送路の確保	1 港湾及び漁港の管理者は、市、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 2 市災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 3 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。
輸送手段の確保	本部長は緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対して必要な措置を要請する。

緊急物資集積場所及び要員の確保	1 港湾及び漁港の管理者は、港湾、漁港施設、公共施設等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 2 緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に市職員を派遣する。
-----------------	---

(3) 航空輸送体制

区分	内容
輸送施設の確保	1 ヘリコプターの離着陸は、原則としてあらかじめ定めたヘリポートで行う。(資料編 6-13、6-14) 2 市は、あらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を把握し、静岡市消防局及び中部方面本部に報告する。 3 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
緊急物資集積場所及び要員の確保	市は緊急物資集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整に当たるため、市職員を派遣する。

(4) 燃料確保対策

区分	内容
自動車の燃料	1 市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定(緊急輸送に必要な自動車用燃料等の供給に関する協定・資料編 17-2)に基づき確保に努める。 2 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

(5) 輸送の調整等

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、市災害対策本部において調整を行う。
この場合は、原則として次により調整する。

区分	内容
第1順位	市民及び観光客等の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

2 災害救助法の規定による輸送の範囲

区分	内容
輸送の範囲	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

3 緊急通行車両の申請

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づき災害時における交通の禁止又は規制を行った場合は、次の要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。

(1) 緊急通行車両確認申請

緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、知事又は公安委員会(牧之原警察署)に申請する。(資料編 6-8「緊急通行車両の確認申請及び確認手続」)。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 公安委員会で緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書(資料編 6-10「緊急通行車両確認証明書」)及び標章(資料編 6-11「緊急通行車両の緊急標章」)が交付される。

イ 交付を受けた証明書は、当該車両が運行する期間中運行責任者が携帯する。

ウ 交付を受けた標章は、当該車両の運転手席反対側面の見やすい箇所に掲示する。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、市長、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の事項を定め、もって応急作業の能率化を図るとともに被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ・市は、主要道路の被害状況について情報収集を行う。
- ・県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- ・警察及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区分	内容
緊急地震速報を聞いたとき	1 ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 2 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 3 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	1 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 2 避難のために車両を使用しないこと。 3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 - イ 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 (3) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者の実施事項

区分	内容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生したときは、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施する。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁及び港湾、漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により迅速迂回路を設置する。

災害時における 通行の禁止又は 制限	1 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 2 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な迂回路を道路標識をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生乗車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	1 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことができることとする。 2 市長の責務 （1）他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。 （2）緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近市民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。 （3）知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合は、知事に対し応急復旧の応援を求める 3 仮設道路の設置 （1）道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 （2）既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置をとる。

(4) 県知事及び県公安委員会の実施事項

区分	内容
災害時における交通の規制等	1 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合は、災害応援対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 2 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 3 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 4 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 5 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 6 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	1 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 2 1による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 3 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、1及び2に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 4 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、1及び2に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 5 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため1及び2に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
除去障害物の処分	1 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 2 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときその禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」（資料編 6-11）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編 6-10）を交付する。
緊急通行車両の事前届出	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、公安委員会に対して事前の届出をすることができる。公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」（資料編 6-9）を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行禁止又は制限	1 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限する。 2 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

（５） 鉄道事業者の実施事項

区分	内容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、道路の復旧及び仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 海上交通の確保

区分	内容
情報の収集	市は、海上保安庁、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行う。
海上交通の制限	1 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 2 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 3 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

海上交通確保の措置	1 海上交通の調整 市は、防災関係機関と相互に連絡し、市内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 2 港湾施設内の応急措置 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理など輸送確保のための応急措置を講ずる。 3 海上自衛隊及び海上保安庁に対する支援要請の要求 本部長は、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について知事に対し、海上自衛隊及び海上保安庁に支援要請の要求をするものとする。 4 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 5 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 6 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。
-----------	---

3 航空交通の確保

区分	内容
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合は、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。
空港機能確保の措置	1 空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 2 空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者

と協議するものとする。

5 交通マネジメント

- ・国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)を組織する。
- ・県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。
- ・市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- ・検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- ・検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。
- (2) 市長又は市教育委員会は、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、知事又は県教育長に要請する。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区分	内容														
災害応急対策	1 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 2 計画に定める項目は、次のとおりとする。 (1) 学校の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画 (3) 情報連絡活動 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策														
応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td><td> 1 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 2 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。 </td></tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td><td> 1 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 2 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。 </td></tr> <tr> <td>教育環境の整備</td><td>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr> <tr> <td>給食業務の再開</td><td>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td><td> 1 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 2 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。 </td></tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td><td> 1 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 2 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。 </td></tr> </table>	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	1 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 2 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	1 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 2 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	1 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 2 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	1 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 2 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。
被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。														
施設・設備の確保	1 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 2 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。														
教育再開の決定・連絡	1 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 2 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。														
教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。														
給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。														
学校が地域の避難所となる場合の対応	1 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 2 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。														
生徒等の心のケア	1 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 2 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。														

3 災害救助法に基づく実施事項

区分	内容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	1 教科書(教材を含む) 災害発生の日から1ヵ月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内 ただし、内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。
費用の限度	1 教科書(教材を含む) 実費(いずれも教育委員会に届出又は承認を受け使用しているもの) 2 文房具及び通学用品 (資料編 9-5「災害救助内容の早見表」)を参照。

4 実施方法

区分	内容
学用品給与の方法	1 給与の対象となる生徒、児童の人員数は、罹災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 2 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。 3 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し、購入配分する。 4 通学用品、文房具は、被害状況別、小中学生別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。 5 給与品目は、各人の被災状況、程度等実情に応じ特定品目に重点を置くことも考慮する。 6 教材は、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。
学用品の調達	(資料編 9-5「災害救助内容の早見表」)を参照。
応急教育	教育の実施に当たっては、児童、生徒、教員の罹災状況、交通機関、道路の復旧、学校施設の応急復旧の状態などを勘案して次の方法により行う。 1 登下校に長時間を要する場合は、状況に応じて始終業時間を変更し、児童生徒の安全を図る。 2 一部又は半数近い児童生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業の措置をとる。また、登校できない児童生徒については別に考慮する。 3 半数以上の児童生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を開設して授業を行うなど適宜の措置をとる。 4 学校施設の被災により、授業の実施が不可能な場合は、近接学校、公民館、寺院等の公共的施設を使用、若しくは県立高校等を一時借用し、分散又は2部授業等の方法により応急教育を実施する。 5 教職員の確保 教育委員会は、教職員の罹災状況を把握するとともに通常の授業に支障を生じた場合は、県教育委員会に連絡して代替教員を確保する。

5 学校施設の応急復旧

区分	内容
校舎等	軽微な校舎の被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合は特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置をとる。
運動場等	運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。
備品	備品が流失、破損などにより滅失あるいは使用不能となった場合は、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

6 児童・生徒の登下校対策

区分	内容
通学路の安全確保	学校長は道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、父兄、教員及び関係団体等の協力を得て児童、生徒の通学の安全を確保する。
通学バス等の確保	道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、交通応急対策計画に基づき被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置をとる。

7 知事への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を明らかにして、知事に調達あっせんを要請する。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育施設のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に必要な食料等の調達あっせん

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じ、対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

被災者に対し、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 各実施機関の体制をもって、援護措置の実施が困難な場合は、市は県へ、応援要員の派遣を要請する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、場合によって健康福祉センターに協力を要請する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区分	項目	内容	
罹災社会福祉施設の 応急復旧及び 入所者の応急措置	1	罹災社会福祉施設の応急復旧	
	2	罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん	
	3	臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん	
罹災低所得者に対する生活保護の適用			
罹災者の生活相談	実施機関	市(被害が大きい場合は県と共催)	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会(県・市)、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡)、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
罹災低所得者に対する生活福祉 資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会(県、市)	
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員	
	貸付対象	罹災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者を含む。)	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
罹災母子・寡婦世 帯等に対する母子 ・寡婦福祉資金の 貸付け	実施機関	県(健康福祉センター)	
	協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	罹災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年第224号)施行令」第7条に規定する額	
罹災身体障がい 児(者)に対する 補装具の交付等	実施機関	児童	県、市
		18歳以上	市
	協力機関	児童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員(※判定依頼については、県身体障害者更生相談所)
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員(※判定依頼については、県身体障害者更生相談所)
	対象	罹災身体障がい児(者)	
	交付等の 内容	1 災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理又は支給 2 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生(育成)医療の給付 3 罹災身体障がい児(者)の更生相談	
災害弔慰金等の支 給及び災害援護 資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び 貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者
		災害援護資金	罹災世帯主
支給及び 貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条、第8条及び第10条の規定に基づき牧之原市災害、弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第90号)で定める金額		
被災者(自立) 生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(県単制度は県)	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	

区分	項目	内容
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市
	協力機関	教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定
義援品の受入れ	実施機関	県、市
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入れ方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

区分	内容
市消防活動体制	市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため万全な措置をとる。 なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮する。また、断水等が発生した場合の消防水利については、静岡市消防局等と調整を図る。
広域協力活動体制	市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、静岡県消防相互応援協定(資料編 17-1「災害協定(公共)」)に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。 ア 災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 イ 市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ウ 災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、静岡市長に空中消火活動を要請する。 また、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を県を通じて要請する。
危険物施設の災害対策	危険物施設管理者等は、関係者(自衛消防隊等)と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。 なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意する。
ガス災害対策	市は、簡易ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生及びその拡大の防止のための応急措置をとる。
非常災害対策	市長は知事へ応援要請するものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	1 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 2 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 3 静岡市消防局及び市消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 4 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

実施主体	内容	
消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握	静岡市消防局長は市消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集するとともに、市災害対策本部及び牧之原警察署と相互に連絡を行う。 1 延焼火災の状況 2 自主防災組織の活動状況 3 消防車等の通行可能道路 4 消防車等その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	静岡市消防局長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 1 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。 2 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。 3 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 4 救護活動の拠点となる救護所、救護病院、避難地、避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 5 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びＬＰガス、簡易ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置をとる。（資料編 12-4「危険物取扱所等の施設現況」、12-5「ガス事業の現況」）
	火災が発生した場合の措置	1 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 2 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	ＬＰガス、簡易ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置をとる。 1 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 2 静岡市消防局、牧之原警察署及び最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

		3 立入禁止等の必要な防災措置をとる
自主防災組織	1 家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 2 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。 3 消防隊(消防職員、消防団員)が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。	
市民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水、自然水利等で消火活動を行う。

第24節 水防計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、市の水防体制、情報の収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施により、河川の洪水又は津波・高潮による水災の防ぎよとこれらによる被害を軽減することを目的とし、牧之原市水防協議会条例(平成17年条例第20条)に基づき水防活動を実施する。

第25節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため本部長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項を定めるものとする。

1 実施基準

区分	内容
知事への要請	他の計画に定めるところにより、知事に対し、協力要求対象団体のうちから適宜、指定して要請する。
協力要請対象団体	1 応援協定を締結した地方公共団体(資料編 17-1「災害協定(公共)」) 2 男女共同参画団体 3 高校生 4 赤十字奉仕団

2 実施の方法

区分	内容
応援協定締結先への応援協力要請	市長は、災害時の応援に関する協定締結している各市町及び他県地方公共団体の長に対して応援の要請を行うものとする。
男女共同参画団体に対する応援協力要請	1 要請は男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 2 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。

高校生に対する 応援協力要請	1 要請は当該生徒の所属する学校長に対して行うものとする。 2 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への 協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、社会福祉法人牧之原市社会福祉協議会やその他のボランティア団体との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

1 市の実施事項

区分	内容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	1 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、相良総合センター「い〜ら」に市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 2 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 3 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、必要に応じて職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	1 市は、必要によりあらかじめ定められた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 2 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

ボランティア団体等 に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア 活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第27節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにし、円滑な活動を図ることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内容	
要 請 用 件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要 請 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の搜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

防災要員等の輸送	
連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

区分	内容
市長の災害派遣要請の要求手続	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
要請手続	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して次の1～4の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

3 自衛隊との連絡

区分	内容			
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第1航空団と密接な情報交換を行う。			
	機関名	電話番号	県防災行政無線	
			音声	FAX
	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
	海上自衛隊 横須賀地方 総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
	航空自衛隊 第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

4 災害派遣部隊の受入れ体制

区分	内容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
作業計画及び資材等の準備	市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たって、なるべく実効性のある計画を立てるとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

資材等の調達要請	市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画の定めるところにより県に要請する。
自衛隊との連絡交渉窓口一本化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、防災課を連絡交渉の窓口とする。
派遣部隊の受入れ	派遣部隊の集結地は、相良総合グラウンド及び榛原総合運動公園とし、市長は派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備する。 1 本部事務室・・・派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な部屋、机、椅子等 2 宿舎・・・・・・・・屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準 3 材料置場、炊事場・・屋外の適当な広場 4 駐車場・・・・・・・・適当な広場(車1台の基準は3m×8mである)
その他の留意事項	1 自衛隊の派遣は、あくまで応急措置を行うもので、本格的な復旧作業を行うものではない。 2 自衛隊に依頼するのみで、市民が傍観したりすることなく、積極的に協力するように考慮する。

5 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事、派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要性がなくなった場合は、知事へ災害派遣部隊の撤収要請を要求する。

6 経費の負担区分

自衛隊が、災害応急対策又は災害復旧作業のために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

7 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うように努める。

第28節 海上保安庁に対する支援要請計画

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

区分	内容
市長の支援要請の依頼手続	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。
要請事項	1 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 2 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 3 その他、市災害対策本部が行う災害応急対策の支援

要求手続	知事に対する要求は、県中部方面本部長を経由し、次の事項を明記した要請書により行う。 1 災害の状況及び支援活動を必要とする理由 2 支援活動を必要とする期間 3 支援活動を必要とする区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項
------	--

第29節 市有施設及び設備の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を定める。

1 防災行政無線

区分	内容
防災行政無線(同報系・移動系)、地域防災無線(資料編 3 通信・広報)	障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置をとる。

2 公共施設等

区分	内容	
道路	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロールや地域市民からの情報連絡等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制をとるとともに、緊急交通路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を実施する。
	緊急交通路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急交通路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき牧之原市建友会等に協力を求め、資機材の確保、仮設工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び海岸 保全施設 (資料編 7-15、7-16)	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや地域市民からの情報連絡等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を実施する。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」(資料編 17-2)等に基づき牧之原市建友会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市民等への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民への広報に努める。

区分	内容	
砂防・地すべり 及び急傾斜地等 (資料編 7 建設・港湾)	被害情報の収集、 施設の点検、情報 連絡	パトロールや地域市民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、 二次災害の防止	二次災害のおそれのある場合は、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を実施する。
	資機材の確保、応 急工事の実施	二次災害の発生等、危険性を勘案の上、必要に応じ、牧之原市建設業関係団体等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	市民等への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民への広報に努める。
港湾及び漁港施 設等 (資料編 7- 17、7-18)	被害状況の収集、 施設の点検、情報 連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。 ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、 二次災害の防止	危険箇所の立入禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確 保、資機材の確 保、応急復旧工事 の実施	緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、「災害時における応急対策業務に関する協定」(資料編 17-2)等に基づき牧之原市建友会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
防潮施設 (資料編 7- 15、7-16)	防潮施設	陸閘(門扉)、樋門等の被害状況を調査し、構造物の機能欠損(樋門のゲート開閉不能等)箇所については必要に応じ応急措置を実施する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
ため池及び 用水路 (資料編 7-12)	被害状況の把握	ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及 び下流域の市民又 は、警察署長への 必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及びおそれのある地域の市民に対し、避難指示等必要な措置をとるとともに、迅速に応急措置をとる。
市庁舎及びその 他災害応急対策 上重要な庁舎等	被害状況の把握	消防署、市庁舎等及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置をとる。
危険物保有施設	発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置をとる。	

区分	内容
水道用水供給 及び農業用水 施設 (資料編 8 水道関係)	1 災害の発生状況に応じて送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講じる。 2 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。
工事中の公共施設、建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、作業員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

3 コンピュータ

- (1) コンピュータシステムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータシステムに障害が生じた場合は、速やかに復旧対策を実施し、運用の再開を図る。

第30節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は、中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画により実施する。

2 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置する。

第31節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。(資料編 12-5「ガス事業者の現況」)

1 非常体制組織の確立

区分	内容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	1 ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 2 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区分	内容
保護保安対策	1 ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 2 ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合は、静岡市消防局に対応を要請するとともに、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 3 ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、充填所施設、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置をとるとともに、その状況を直ちに静岡市消防局等に連絡する。 4 ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置をとった上で遮断後のガス供給再開を行う。 5 ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。 6 ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置等の操作により、部分的あるいは全般的な供給停止の措置をとる。 7 ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車等により周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、静岡市消防局、牧之原警察署等に対し、需要家に対する広報を要請する。
危険防止対策	災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺市民の避難について、関係機関に協力を要請する。
応急復旧対策	1 ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 2 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。 3 ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。 4 ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全に当たるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には暫定供給を考慮する。

3 市、関係機関との連絡協議

ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、静岡市消防局及び牧之原警察署と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、静岡市消防局及び牧之原警察署に行う。

第32節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により

多数の死傷者等が発生した場合は、迅速な被災者の救出、救助等応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制等

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、突発的災害応急体制により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合は、速やかに災害対策本部を設置し、救出、救助等の応急対策を実施する。

区分	内容
設置基準	1 航空機の墜落、船舶の海難又はガス爆発などの突発的災害により、死傷者等が発生したとき 2 その他市長が指令したとき
任務	応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
医療救護活動の実施	多数の負傷者が発生した場合は、必要に応じて救護所を設置するほか、保健師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを行い、効果的な活動に努める。
静岡市消防局への要請等	市長は災害状況を鑑み、静岡市長に対して必要な対応を要請するほか、静岡市消防局と協議し、保有する消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに県内消防相互応援、緊急消防援助隊の出動等の調整を図る。
市から県への報告	市は、多数の死傷者を伴い、対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、直ちに県(中部地域局等)へ報告する。 1 発生日時、場所 2 被害の状況 3 応急対策の状況 4 自衛隊、日本赤十字社又は医師及び高度な専門的知識を有する者の派遣の必要性(派遣を必要とする場合は、必要人員、必要な援助活動などを明らかにする)

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

この計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 公共用地災害復旧事業計画
- 7 住宅災害復旧事業計画
- 8 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 9 公共医療施設、病院等災害等復旧事業計画
- 10 学校教育施設災害復旧事業計画
- 11 社会教育施設災害復旧事業計画
- 12 被災中小企業・小規模企業復興計画
- 13 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続を行う。

内容
1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を実施す

るとともに、自力による生活再建を支援する。

1 災害弔慰等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内容	
市	支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

2 被災者の支援

市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について県と協力する。

実施主体	内容	
市	被災状況の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 1 死亡者数 2 負傷者数 3 全壊・半壊住宅数 4 その他必要な事項 【被災者台帳】 1 氏名、生年月日、性別 2 住所又は居所 3 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 4 援護の実施の状況 5 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
	罹災証明の発行	1 罹災証明発行窓口を設置し、住家の被害調査等を基に希望者に遅延なく罹災証明を発行する。(資料編 9-2) 2 罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。
	災害援護資金の貸付け	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支

		援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	1 市への義援金を受付けるために、市庁舎等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 2 県が設置する義援金募集・配分委員会(仮称)に参加する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
社会福祉協議会	生活福祉資金と災害援護資金の貸付けを被災世帯を対象に実施する。	
義援金募集・配分委員会(仮称)	義援金の配分	統一的な義援金の配分基準を設け、一次・二次配分など多段階に義援金を配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

3 要配慮者の支援

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調を来した被災者が震災から早期に立直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内容	
市	被災状況の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し、県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 1 要配慮者の被災状況及び生活実態 2 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	1 定員以上の入所者及び通所者を受入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 2 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった住宅福祉サービスの充実を図る。 3 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災市民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長(本部長)等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。